神奈川県環境農政局情報共有システム試行要領
（土木工事・委託業務編）

令和８年１１月

神奈川県環境農政局

（目的）

第１条 この要領は、神奈川県環境農政局が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下、建設工事等）における受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（１） 情報共有システム

建設工事等において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

（２） 受注者

建設工事における受注者は、発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

委託業務における受注者は、業務の管理及び統括等を行う管理技術者を主として、照査技術者などの関係者も各種業務情報の共有を可能とする。

（３） 発注者

建設工事における発注者は、受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員，主任監督員，監督員）を主にいう。なお、検査員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

委託業務における発注者は、受注者に対する協議等の職務を行う調査職員を主として、検査員や発注担当所属職員などの関係者も各種業務情報の共有を可能とする。

（４） 帳票等

本要領における帳票等とは、神奈川県土木工事共通仕様書（神奈川県県土整備局）及び神奈川県測量・調査・設計業務共通仕様書（神奈川県県土整備局）及び 発注者支援業務共通仕様書（神奈川県県土整備局）で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」，「承諾」，「協議」，「提出」，「提示」，「報告」，「通知」等の行為に必要な帳票及びその添付資料のことをいう。なお、「情報共有システム」による打合せ簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、業務中においては帳票の変更履歴を記録されている必要がある。

（試行対象）

第３条 神奈川県環境農政局が発注する建設工事等において発注者が指定するものまたは受注者が希望するものを対象として、情報共有システムの利用を実施する。ただし、事前に発注者と協議を行い、実施することが困難と認めた場合などは、実施しないことができる。

（機能要件）

第４条 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件（最新版を適用）」を満たし、かつ、神奈川県が求める機能（第 14 条）を満たすものの中から、受発注者で協議して決定する。ただし、その他の情報共有システムを利用する場合は、事前に受発注者で協議のうえ、利用の判断を行うことができる。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

２ 受注者は、「情報共有システム」において、奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の奨励環境を用意するものとする。

（対象とする帳票）

第５条 「情報共有システム」で対象とする工事の帳票は、別表１を参考にして工事着手前に受発注者間の協議により決定する。

２ 委託業務については、電子納品運用ガイドライン＜土木委託業務等編＞に記載の「電子納品の対象とする書類」を参考にして業務着手前に受発注者間の協議により決定する。

（遠隔臨場）

第６条 「情報共有システム」に搭載された遠隔臨場支援機能を利用して、「段階確認」，「材料確認」，「立会」を実施する際は、『神奈川県環境農政局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従うものとする。

（検査）

第７条 完成検査、出来形検査、中間技術検査においては、「情報共有システム」で処理した帳票は紙に出力せずに、受発注者協議のうえ電子データを利用し検査することも可能である。

（工事成績評定への反映）

第８条 受注者が、情報共有システムを利用し建設工事等を完成した場合、工事成績評定及び設計業務委託等成績評定に反映する。

（データ移管）

第９条 完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な書類の保管を行うものとする。

（電子納品）

第 10 条 この要領に基づき作成した帳票等は、「電子納品運用ガイドライン＜工事編＞【土木工事版】神奈川県県土整備局」及び「電子納品運用ガイドライン＜土木委託業務等編＞神奈川県県土整備局」に基づき電子納品を行うものとする。

（利用に係る経費）

第 11 条 「情報共有システム」の利用に係る工事の経費（登録料及び利用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

２ 委託業務については、各諸経費※の率計上分に含まれる。

※ 測量業務：間接測量費 地質調査業務：業務管理費 設計業務：間接原価

（利用上の留意点）

第 12 条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

（１） 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化

（２） ＩＤ・パスワードの管理の徹底

（３） フォルダ構成の統一

（４） 通信環境の整備

（情報漏えいの防止）

第 13 条 受発注者は、当該業務~~工事等~~において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい，滅失，改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

（神奈川県が独自に定める機能要件等）

第 14 条 受注者は第４条で定めた機能要件の他、次に定める機能要件等を満たすシステムの使用及び運用を行うものとする。

（１） PDF，SFC 形式のファイルを表示可能なこと。

（２） 受注者は脆弱性診断の実施について、実施日とその結果についてベンダから報告を受けるとともに、その結果を記録が残る方法（紙面，メール等）により、発注者に報告すること。

（３） 情報共有システムと利用者との通信は、TLS1.2 以上とする。

（４） データを保存するサーバーは、日本国内に設置されたベンダを利用するものとする。

（５） 受注者は、クラウドサーバーに係る操作ログを確認するなどして、不正な操作が行われていないことを確認するものとする。

（６） ＩＤ及びパスワードの管理

受注者及び発注者は、自己の保有するＩＤ及びパスワードに関し、次の事項を遵守するものとする。

ア 自己が利用しているＩＤを他人に利用させないこと。

イ 共用ＩＤを利用する場合、共用ＩＤの利用者以外に利用させないこと。

ウ パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。

エ パスワードの長さは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとすること。

オ 情報共有システムへの侵入の危険、又はパスワード漏えいの恐れがある場合には、パスワードを速やかに変更すること。

カ 仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更すること。

キ 端末にパスワードを記憶させないこと。

（７） ベンダにより契約書に記載された期日に達した際には、自動あるいは手動によりデータは削除されるが、その際に受注者は、ベンダから削除したことを証明する書面を入手し、発注者に提出するものとする。

（８） 受注者は、セキュリティーインシデントが発生した際の発注者への報告のフローを、発注者に提出すること。

（９） 発注者及び受注者は、意図しない公開設定や、操作等により情報漏洩を発生させないために、情報共有システムの設定や、操作方法をよく理解した上で利用すること。

（10） 受注者はサービス利用規約等に、契約途中におけるサービス終了時の事前の通知方法や期限、データの移行方法の記載があることを確認すること。記載がない場合は、サービス利用規約や、契約書への追記により確認すること。

（11） 他システムとの連携は行わない。連携する必要が生じた場合には、受発注者間の協議により、他システムの利用の可否を決定する。

（12） ベンダが提供するサービス（機能）の中で、利用可能なサービス（機能）は、別表２のとおりとする。

（13） 大規模災害等で、ネットワーク回線の不通や、システムの故障が長期化し利用できない事態が生じた場合には、紙面により工事帳票の提出等を行う。

なお、既に情報共有システムに保存された情報については、受発注者間で協議によりその取扱い（検査時の対応等）を定めるものとする。

（その他）

第 15 条 本実施要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和６年８月１日から適用する。

この要領は、令和７年９月１日から適用する。

この要領は、令和８年１１月１日から適用する。

情報共有システム試行対象書類一覧表　　別表１

	NO.	書類名称	様式	試行における書類の基本的な取り扱い		備考
			神奈川県	ASP	紙	
契約時	1	工程表	①		●	
	2	設計図書等との不一致等の確認について	②	●		
	3	建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式 2 号）	⑦		●	
	4	現場代理人設置（変更）届	①		●	
	5	主任技術者等設置（変更）届	①		●	
	6	監理技術者補佐設置（変更）届	②		●	
	7	経歴書	①		●	
	8	前払金請求書	③		●	
施工計画	9	施工計画書		●		
施工体制	10	施工体制台帳	―		●	
	11	再下請通知書	―		●	
	12	施工体系図	―	●		
	13	作業員名簿	―		●	
施工管理	14	工事打合簿	②	●		
	15	工事用材料検査申請書	①	●		
	16	材料検査（確認）願	②	●		
	17	段階確認書	④	●		
	18	確認・立会願	④	●		
再生資源	19	コンクリート塊等搬入完了報告書	⑤	●		
	20	建設リサイクル資材利用報告書	⑤	●		
	21	建設発生木材等搬入完了報告書	⑤	●		
工程管理	22	工事履行報告書	②	●		
	23	工事週間工程表	④	●		
	24	工期の延長について	②	●		

	25	支給材料（貸与品）受領書（借用書）	②	●		
	26	支給材料（貸与品）返納書	②	●		
	27	現場発生品調書		●		
	28	工事完成届	①		●	
	29	引渡書	②	●		
	30	建設業退職金共済関係提出書 （様式１号）	⑦	●		
	31	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書 （様式 3 号）	⑦		●	
出来形検査	32	出来形検査申請書	①	●		
	33	出来高払請求書	③		●	
中間前払い金	34	確認請求書	⑥		●	

様式

①：神奈川県工事執行規則に基づく様式

②：神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準に基づく様式

③：神奈川県財務規則運用通知に基づく様式

④：土木工事書類作成マニュアルに基づく様式

⑤：建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書に基づく様式

⑥：中間前払金について（県土整備局長通知）に基づく様式

⑦：建設業退職金共済制度の普及徹底について（技術管理課長通知）に基づく様式

―：国の様式をそのまま用いている様式

別表２

情報共有システムにおける利用するサービス機能一覧表

機能	利用可能	利用不可
工事基本情報管理機能	●	
掲示板機能	●	
スケジュール管理機能	●	
発議書類作成機能	●	
ワークフロー機能	●	
書類管理機能	●	
工事書類等入出力・保管支援機能	●	
オンライン電子納品機能		●
遠隔臨場支援機能	●	
工事情報提供機能	●	
データ・システム連携機能		●
システム管理機能	●	